

学校法人悠久崇徳学園 役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人悠久崇徳学園（以下「学園」という。）の役員、評議員及び寄附行為第42条で委嘱された顧問（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に対して、別表に定める報酬を支給する。

(日当)

第3条 日当は、次の各号に規定する場合に別表に基づき支給する。ただし、学園の教職員には、本規程による日当は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席
- (2) 監事監査の実施及び監査関連の協議に出席
- (3) その他学園の依頼による会議、研修等の出席

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、休日及び祝日にあたるときは、その前日とする。

- 2 15日以前又は16日以後の就任又は退任の場合は、第2条第1項の規定による半額とする。

(退職慰労金)

第5条 役員等が退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

- 2 退職慰労金の金額は、任期1期につき次のとおりとする。

- (1) 理事の職務にあった者 50,000円（但し、学園職員理事を除く）
- (2) 監事の職務にあった者 50,000円
- (3) 上記以外の役員等 支給しない

- 3 学園に対する功績が顕著な者に対しては、理事会の議決を経て、退職慰労金総額を超えない範囲の金額を加算して支給することができる。

- 4 役員が他の役員の任期を引き継いだ場合および任期の途中で退任した場合においては、1年単位の年割で計算する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

学校法人 悠久崇徳学園 役員等の報酬・日当〔支給内訳〕

役員 等	報酬 / 日当の区分	報酬 / 日当の額
理事長	報酬	500,000円/月額
	日当	会議等1回出席につき 5,000円
常務理事	報酬	理事会で決定する
	日当	会議等1回出席につき 5,000円
常務理事 (学園職員理事)	報酬	理事会で決定する
	日当	支給しない
理事	報酬	理事会で決定する
	日当	会議等1回出席につき 5,000円
理事 (学園職員理事)	報酬	理事会で決定する
	日当	支給しない
監事	報酬	理事会で決定する
	日当	会議等1回出席につき 5,000円
		監査・監査関連の協議に1回出席につき 18,000円
評議員	報酬	理事会で決定する
	日当	会議等1回出席につき 5,000円
評議員 (学園職員評議員)	報酬	理事会で決定する
	日当	支給しない
顧問	報酬	理事会で決定する
	日当	会議等1回出席につき 5,000円